

手繰第1種漁業（沖びき網漁業）の制限措置の内容等および申請期間について

手繰第1種漁業の許可期間が令和8年6月30日をもって満了するため、新たな制限措置の内容等と申請期間を定めたい。

1. 許可の切り替えに向けて

- 漁業許可の切り替えにあたっては、漁業者の漁獲実績や資源状況等を考慮に入れて、制限措置の内容を見直すこととしており、それに向けて、先般県内の漁業協同組合および生産組合に対し、許可申請を希望する漁船（漁業者）についての調査を実施した。
- 調査の結果、許可申請を希望する漁船の数は下表のとおりとなった。

漁業種類	ごり沖びき網漁業	あゆ沖びき網漁業	その他沖びき網漁業
現在の許可の定数	110	110	110
現許の許可数 (A)	92	89	95
希望調査結果 (B)	81	72	78
(B)-(A)	△11	△17	△17

2. 制限措置の内容等について

- 手繰第1種漁業許可漁業の制限措置については、以下のとおりとする。なお、許可の定数については、従来から、希望調査の結果を基に、魚類資源の保護培養と新規漁業者の参入の促進の両立が図られる定数を定めている。今回も同様の考え方にに基づき、現定数の「110隻（者）以下」から、「**100隻（者）以下**」*に変更することとする。

*希望調査の結果である約80隻（者）に、農業水産業基本計画の目標値である令和8年～令和12年までの新規漁業就業者数20隻（者）を加えて算出

新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む 者の資格
手繰第1種 漁業（ごり 沖びき網漁 業）	100隻（者） 以下	5トン以 下	127 キロ ワット以 下	琵琶湖大橋の 堅田行き車線 区分線から北 側へ500メー トルの距離の線 以北の琵琶湖	7月20日 から翌年 2月末日 まで	滋賀県に住 所を有する 者
手繰第1種 漁業（あゆ 沖びき網漁 業）	100隻（者） 以下	5トン以 下	127 キロ ワット以 下	琵琶湖大橋の 堅田行き車線 区分線から北 側へ500メー トルの距離の線 以北の琵琶湖	2月1日 から2月 末日まで	滋賀県に住 所を有する 者
手繰第1種 漁業（その 他の沖びき 網漁業）	100隻（者） 以下	5トン以 下	127 キロ ワット以 下	琵琶湖大橋の 堅田行き車線 区分線から北 側へ500メー トルの距離の線 以北の琵琶湖	8月1日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に住 所を有する 者

3. 許可の条件

これまで同様に「あゆの採捕は2月に限る。」とする。

4. 手続第1漁業の許可の有効期間

本許可の有効期間は、令和13年6月30日までとする。

5. 申請期間

手続第1種漁業（沖びき網漁業）の許可の申請期間は、令和8年5月19日から令和8年6月19日までとする。